

要 望 事 項

- 一 東京都南方地域戦没者追悼式及び海外戦跡慰霊巡拝参加遺族に対する経費補助について
  - 1 東京都南方地域追悼式の参列遺族には一人3万円の補助が交付されているが、平成28年度においても同様の予算措置をされたい。
  - 2 海外慰霊巡拝参加遺族には一人経費の3分の1の補助が交付されているが、平成28年度においても同様の予算措置をされたい。
  - 3 1・2とも遺族の高齢化もあって参加遺族が減少傾向にあることに鑑み、補助対象を戦没者遺児の配偶者まで拡充し、補助制度の改善をされたい。
- 二 遺骨帰還事業の拡充強化について  
遺骨帰還の促進を国家プロジェクトとして取り組み、強力に推進されたい。硫黄島における遺骨収容の取り組みと同様に、南方諸地域及び北方地域についても、引き続き国へ働きかけされたい。
- 三 東京都戦没者霊苑管理業務費の充実について  
本施設の重要性に鑑み、施設整備等一層充実した運営が確保されるよう配慮されたい。  
本苑は先の大戦で犠牲となった戦没者を慰めるとともに、平和を願う都民の強い決意を発信する施設として設置され、都民が集う施設として運営されている。平成28年度においても施設整備等の予算措置を確保されたい。